大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成18年9月4日(月)午後2時30分~午後4時30分

2 場所

大津家庭裁判所小会議室

3 出席者

(委員) 五十音順・敬称略

荒川葉子, 円水成行, 大谷禎男, 川那邊正, 桑原毅, 酒井康夫, 鈴木光枝, 住友寬, 竹下秀子, 中山博晴

(事務担当者)

西山己埜一, 田中俊和, 竹口智之, 村田政邦, 曽我真之

4 議事

(1) 委員の異動等の報告

総務課長から、学識経験者委員、検察官委員及び裁判官委員各1人が交替した旨の 報告があった。

- (2) 各委員の自己紹介
- (3) 裁判員制度等についての説明

事務担当者(曽我庶務係長)から,現在の刑事裁判制度及び平成21年5月までに 実施される裁判員制度についての説明があった。

(4) 意見交換

発言要旨は、別紙のとおり

(5) 委員からの質問に対する回答

事前に、委員から、「車椅子使用者が傍聴席から訴訟関係人席や証言台等に移動する際に、傍聴席前の仕切柵の左右に設置されている扉の部分の幅が狭く、車椅子のまま移動することができないようですが、今後、何らかの配慮がされる予定ですか。」との質問があったので、事務局(田中事務局次長)から、次のとおり回答した。

(回答要旨) 平成19年1月ころに裁判員裁判用法廷棟の増築工事に着工する予定であるが、増築棟に設置される裁判員裁判用法廷等については、仕切柵の扉の幅を広くして、車椅子での移動ができるようにする予定であり、既存法廷については、裁判員裁判用法廷に改修予定の1号法廷については、仕切柵の扉の幅も併せて改修する予定であり、その他の法廷についても、予算状況を踏まえながら、同様に改修する方向で検討していきたい。

(6) 次回テーマについて

今回に引き続き「裁判員制度について」をテーマとすることとなった。

(7) 次回の開催日程

仮日程を3月5日(月)午後2時と決定した。

(別紙)

発言要旨

(■委員長,○学識経験者委員,◎弁護士委員,△檢察官委員,◇裁判官委員,▲事務 担当者)

(裁判員制度等の説明に対する質疑応答)

- 思想・信条を理由として裁判員を辞退することをどの程度認めるのかということについては、大きなテーマになっているのですか。
- 例えば、自分の宗教上の信念に従って人を裁くことはできない、と辞退を申し出られた場合にどうするかというのは、非常に難しい問題であると思います。辞退を認めるかどうかは、基本的には、選任手続の中で裁判所が判断することになります。しかし、裁判官に丸投げではなく、何らかの基準が必要ではないかということで、政令等で定めるということも考えられていますが、まだ具体化はしていません。
- そもそもどういう信条を持っているかということ自体を明らかにしたくない人もいる のではないでしょうか。自分の信条などから裁判員になることを辞退したい人が辞退を 認められるために、その信条を述べなければならないとすれば、信条を述べること自体 が苦痛だという人もいるのではないかと思います。理由を述べずに辞退することは許さ れないのでしょうか。
- 辞退する場合は,原則として,その理由を述べていただくことになると思います。

(裁判員模擬裁判等について)

- 先日,3日にわたって本格的な模擬裁判を行いました。その模擬裁判に当委員会の委員に裁判員として参加していただきました。参加された委員の御感想はいかがですか。
- 法律については全くの素人で、大変不安ではありましたが、実際に参加してみたところ、話がずれても、裁判長が元に戻してくれますので、私でもさせていただけるかなという感じです。また、評議の前に、自分は懲役3年くらいだと思っていたところ、評議の結果、懲役4年という結論になりましたので、私自身平均的な感覚なのだと安心しました。
- 刑罰については、教育的な考えと応報的な考えでは、量刑などの意見が大きく異なってくると思います。実際の評議の場で、一方の立場を強く主張する裁判員が説得力を持って誘導すれば、他の裁判員もその意見に流されるおそれがあるのではないでしょうか。
- 御意見のとおり、刑罰をどう見るかによって、量刑に対する意見が異なる場合が多いです。例えば、被害を受けた経験のある人は、刑罰が重くなる傾向はあるかと思います。しかし、いろいろな立場から、いろいろな意見が出て、十分に議論を重ねた結果、一定の結論に至るのであれば、十分に意義があると思います。現在の裁判官による合議でも、それぞれの裁判官の考え方は、大なり小なり異なり、それをまとめる方向で議論していくことになりますが、どうしてもまとまらなければ、多数決ということになります。裁判員裁判でも同じように、最終的には多数決ということになります。また、裁判員は説得力のある意見に傾くことも考えられますので、検察官、弁護人にとっては、裁判員へ

- の説得力が重要になってきます。
- 模擬裁判では、検察官も弁護士も、大変上手に説明され、まるでテレビドラマを見て いるようでした。
- △ 話すスピードや,難しい言葉を言い換えたり,パワーポイントを使ったりして,できるだけ分かりやすいプレゼンテーションができるように工夫しています。
- 殺傷事件における被害者の傷口などの被害状況も、パワーポイントの画面に出して説明するのですか。
- △ 被害者の被害状況は、重要な証拠となる場合が多いので、書面として見ていただくことになるとは思います。しかし、画面に出すことについては、傍聴人もいることから、 配慮が必要だと思います。
- 全員一致で評決できればいいのでしょうが、多数決になった場合、少数意見の裁判員 は、不満が残ると思います。裁判所としては、全員の意見が一致するように誘導される のでしょうか。
- ◎ 有罪か無罪かの判断については、基本的な考え方の方向性やポイントだけを裁判官が示すことになると思いますが、多数決の際は、裁判員と同じ立場で、他の人を誘導することがないようにしてもらうことになると思います。量刑については、裁判官の誘導ではなく、それぞれの方の一般的な感覚を出してほしいと思います。
- ◇ 裁判官としても、裁判官が誘導するということはあまり考えていないと思います。裁判員制度の趣旨にも反しますので。
- しかし、一般的な感覚では無期懲役は終身刑だと感じますし、そもそも、懲役や保護 観察とはどのようなものかを知らない人がほとんどだと思います。
- 私も、懲役とはどういうものかを知らない一般の人にとって、懲役何年かという判断 は難しいと思います。国民に対し、刑罰の内容に関する研修や教育などは事前に行われ るのですか。
- おっしゃるとおり、そういう教育は重要だと思いますが、事前に全国民に対して行う ことは困難ですので、裁判員に選ばれた段階などで行われることになるのではないでしょうか。
- 量刑については、ある程度前例を示していただかないと、一般の人には、判断が難し いのではないでしょうか。
- 長い裁判の積み重ねの中で、ある程度の相場のようなものができているのは事実です。 それを裁判員に示すのがよいのかどうか、議論があるところです。
- 模擬裁判のときは、まず、評議の前に、無記名でそれぞれの裁判員が自分が思っている量刑を紙に書きました。その後、過去の裁判例を10件ほど示してもらった上で、評議を行い、評決を採りました。私は、評決の際、評議の前の意見を変えませんでした。
- ある程度, 幅を持ったものを前例として示していただければ, 参考になると思います。
- 単純な多数決であれば、少数意見の人に不満が残るので、全員が一致するのが望ましいと思いますが、そうでなくても、議論を尽くし、ある程度納得した上で、評決をとっ

ていただくべきだと思います。

- 十分な議論を尽くした上で評決することになると思いますが、長い時間を掛けたからと言って必ずしも意見が一致するとは限りません。この制度は、裁判員の負担も考慮し、十分な議論をしても、結果的に意見が分かれることを当然の前提として作られているとも考えられます。多数派の意見が正しくて、少数派の意見が間違いだというように考える必要はありません。多数派の人がそういう意見を採用し、そういう結論になったということだと考えていただければよいと思います。
- ◎ いろいろな考え方があるので、必ずしも全員一致する必要はないと思います。少数派であっても気にされることはないと思います。
- 裁判員制度は、知的体力を必要とする制度だと思います。従前は言葉を尽くさなくても分かり合えるというところがありましたが、裁判員制度では、自分の意見を言葉に出して、議論することになりますので、学校教育においても、ディベートなどの訓練が必要になってくるのではないでしょうか。
- 裁判は、そのような訓練を積んできた裁判官が担当すればいいのであって、裁判員制度は、一般の人に心理的に負担を強いるものではないかと思います。今日の委員会に先立って行われた法廷傍聴の裁判を見ても、私自身、裁判を行うことに不安を感じています。
- 私は、国民が刑事裁判に関与することにより、犯罪者の社会復帰への関心や理解が深まるきっかけになる可能性もあるのではないかと、今日裁判を傍聴して感じました。

(社会環境の整備等について)

- 本年2月に最高裁判所により裁判員制度に関する大規模なアンケート調査が行われ、 結果が公表されました。その結果概要を事務局から紹介します。
- ▲ (アンケート調査結果概要を説明)
- アンケート調査の結果からも分かりますように、今後、裁判員制度の円滑な導入に当たって、国民が裁判員として参加しやすくなるように、社会環境の整備が必要になってきます。例えば、職場から気兼ねなく裁判員として参加できるように、有給休暇制度などが創設されることが望ましいと思われます。中小企業においてどこまで対応できるかを考えていただけなければなりませんし、そのためには、裁判所としても経営者等の理解を求めていかなければなりません。また、育児・介護の問題についても、既存の保育所や老人介護施設と連携してサポートを整備していく必要があります。その方策等について、御意見をお伺いしたい。
- 滋賀県には、大企業に比べ、圧倒的に中小企業が多いです。ですから、各企業に対する啓発を行い、理解を求めることが必要です。国、県、市町村をあげて、企業の社会的責任に訴えかけ、社員を裁判員裁判に参加させることが企業の責務であるという雰囲気を全国的に作り出し、裁判員制度のための有給休暇を制度化するようにさせる必要があると思います。
- 滋賀県については、湖北の住民が大津まで出向くことだけで時間的、距離的な面で大

きな負担となりますので, 十分に配慮していただくことが必要だと思います。